

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共施設及び民間の公共性の高い施設等について、一人一人の市民が等しく安全かつ快適に利用できるようにするため、その整備基準を定め、建設主等及び市民の協力を得て、人にやさしいまちづくりを推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる公共的建築物等
- (2) 道路及びこれに付帯する施設
- (3) 公共交通機関に付帯する施設
- (4) 公園又はこれに類する施設

(適用箇所)

第3条 対象施設の整備適用箇所は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公共的建築物等
別表に掲げる整備適用箇所
- (2) 道路及びこれに付帯する施設
 - ア 歩道
 - イ 横断歩道（信号機）
- (3) 公共交通機関に付帯する施設
バス停留所
- (4) 公園又はこれに類する施設
 - ア 出入り口
 - イ 園路
 - ウ スロープ
 - エ 階段
 - オ トイレ・水飲み器

(整備基準)

第4条 整備基準は、別に定める「人にやさしいまちづくり整備基準」のとおりとする。

(建設主等の責務)

第5条 対象施設の建設主及び管理者等（以下「建設主等」という。）は、施設を新設（新築）、増設（増築）、改修（改築）、修繕又は模様替えをしようとする場合は、整備基準に適合するよう努めるものとする。

(市長の責務)

第6条 市長は、この要綱の趣旨の普及啓発及び建設主等に対する指導・助言を行うなど第1条に定める目的を達成するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第7条 市民は、この要綱の目的を達成するため、生活環境の整備・改善に対する理解を深め、積極的に人にやさしいまちづくりに参加するものとする。

(事前協議)

第8条 対象施設の建設主等は、施設を新設（新築）、増設（増築）、改修（改築）、修繕又は模様替えをしようとする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認申請書若しくは計画通知書又は都市計画法（昭和43年法律第100号）若しくは土地区画整理法（昭和29年法律第119号）等に規定する許・認可申請書を提出する前にあらかじめその計画について市長と協議するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行し、第8条の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。